

パリ講和会議と日本・中国

——「人種案」と日使恫喝事件——

藤 本 博 生

【要約】パリ講和会議を控えて、日本と中国の進歩的知識人は、ウィルソン主義と自らの民主主義的運動とをオーバーラップさせ、これを賛美した。だが、日本の外務省は、中国に対する帝国主義的野心を満たすため、一方で外交部に対する圧迫を続けるとともに、他方で人種差別撤廃に名を借りて欧米先進帝国主義列強を牽制した。民本主義者は、このような「人種案」を批判したけれども、国家主義者やブルジョア新聞は、それぞれの立場からこれを「支持」した。国際聯盟規約から人種差別撤廃条項が除外された時、日本の世論における国際協調的傾向は影をひそめ、東亜モンロー主義が高らかに唱えられた。中国では、ウィルソン主義への期待から一時は樂觀的な雰囲気の人々の心を覆っていたけれど、「五大国」のひとつである日本の相変らぬ外交姿勢、とくに小幡公使の恫喝に、戦後世界もまた権力政治の支配する場であることが認識された。この認識を通じて、中国の進歩的知識人は共産主義へより一層接近した。こうして日本と中国は、その歩む道を決定的に異にすることとなったのである。

史林 五九卷六号 一九七六年十一月

はじめに

パリ講和会議は、世界現代史の一大画期をなすものであった。ヴェルサイユ体制という名の反革命と後進帝国主義国への抑制とは、次の悲劇を生む第一歩となった。アーノ・J・メイヤー氏は、このような講和会議の欧米知識人層に与えた影響を次のように書いている。

「イタリア、ドイツ、フランスでは、新旧の右翼が、ヴェルサイユで国を売りに出したと政府を非難するために手を結んだ。そしてそこに、ファシストや国家主義者の暴動の素地が横たわっていた。ヨーロッパ、アメリカを通じて、非共産主義左翼は、ウィルソン主義の失敗に動揺し、政治からの後退と第三インターへの共感とに引き裂かれていった。」^①

本稿の目的は、世界現代史の一環としての日中関係史において、パリ講和会議がどのような役割を果たしたかを考察することにあり。

まず基本的な事実として、日本が後進帝国主義国という立場に、中国が半植民地国という立場にあったことをおさえておかなければならない。日本は講和会議において、その帝国主義の後進性に基いて、「人種案」を提出し、帝国主義性に基いて山東及び赤道以北南洋諸島に関する要求を提出したのである。後者は見易い事実である。ところが、前者の事実を徹底して見通すことは容易ではない。なぜならば、人種差別に反対したという外見上の「事実」は、日本が被抑圧者の側に立ったという印象を与えかねないからである。また、当時太平洋対岸諸国との間に懸案となっていた移民問題との関連でのみこれをとらえてしまうという場合もある。従来のいくつかの研究は、すべてこの陥穽におちいっているのである。とは言え、従来の「人種案」に関する研究を全面的に否定しようというのではない。それらの中で明らかにされている、「人種案」が山東要求とのパートナーになったという事実は本稿をすすめる上にも大前提になっている。そしてその前提の上に立って、もう一度「人種案」の真の性格と、国際連盟規約の起草にあたってそれが斥けられたことの影響とを考え直してみようというのである。

中国が半植民地国として講和会議に臨まなければならなかったことは、殊更に言うまでもないことのように思える。ところが、その中国の最大の加害者が日本であったことが、パリ講和会議の影響―五・四運動を考える際に見忘れられがちなのである。五・四運動が反帝国主義運動であったことはまちがいない。だが、抽象的な反帝国主義などというものは、決して大きな力をもつものではない。中国の人々が反帝国主義闘争に共感をもつためには、やはり、実物教育が必要だっ

たのである。そしてその実物教育が、遠いパリにおけるウィルソンの譲歩であるよりも、最大の加害者日本の直接的なあくなき脅迫だったのである。それが本稿でとりあげる日使恫喝事件である。

この事件については、従来からも余り研究がなされていない。日本においては、臼井勝美氏がその著『日本と中国―大正時代―』の中で、「この小幡公使の発言は、中国に対する脅喝であるとして、中国の輿論を甚だしく刺激したばかりでなく、海外にも大きな反響を呼び起した。」^③として、事件の概略に触れているのみである。中国においても、陰法魯氏の論文「帝国主義の五・四運動に対する直接的破壊」^④に、「二月二日、日本の駐華公使小幡西吉が北京政府に警告して言った。……(中略)……この種の理不尽な大侮辱に対し、反動政府は黙ってこれを受けたが、中国人民は二度と(このようなことを)容認することはできなかった。全国の輿論は大いに憤激した。『青島をとりもどせ』『山東の主権をとりもどせ』そして『売国賊をこらしめよ』といった合言葉が、雷鳴のように、北京から、上海から、四方八方から湧きあがってきた。」と書かれている以上の記述は見られないようである。だが、二月はじめにおこったこの事件は、引用文からもわかる通り、五月四日の事件のまさしく前ぶれをなすものであり、「新外交」のはなばなしいかけ声にもかわならず、戦後世界もまた権力外交の場であることを中国の人々に知らせるきっかけとなったのである。

本稿は以上のような観点から、表題にかかげたテーマに関して、とくに「人種案」と日使恫喝事件をとりあげる。そしてそれらの日本、中国、日中関係に及ぼした影響を明らかにし、冒頭に引用したメイヤー氏の指摘を参照しながら、パリ会議以後の歴史の動きを考えてみたいと思う。

① Arno J. Mayer, *Politics and Diplomacy of Pacemaking: concert and counter-revolution at Versailles, 1918-1919* (1967)

② 一又正雄「日米移民問題と『国民問題』植田捷雄編『神川先生遺稿 記念近代日本外交史の研究』(有斐閣、昭和三十一年)所収。斎藤孝「パリ講和会議と日本」日本国際政治学会編『日本外交史研究大正時

代』(有斐閣、昭和三十三年)所収。池井優「パリ平和会議と人種差別撤廃問題」日本国際政治学会編『日本外交史研究第一次世界大戦』(有斐閣、昭和三十八年)所収。など。また、国内世論との関係については、岡義武「国民的独立と國家理性」『近代日本思想史講座Ⅷ』(筑摩書房、昭和三十六年)所収。臼井勝美「ヴェルサイユ・ワシントン

体制と日本の支配層」橋川文三・松本三三之介編『近代日本政治思想史

Ⅱ』（有斐閣、昭和四十五年）所収。などで触れられている。

③ 同書（原書房、昭和四十七年）一四二頁。

④ 陰法魯「帝國主義對五四運動的直接破壞—紀念五四運動三十六周年」『文史哲』一九五五年第五期所収。

第一章 第一次大戦の終結と日本・中国

一九一八年十一月十一日、休戦条約の調印によって、四年以上にわたる欧州大戦に、ドイツ側の敗北という形で終止符がうたれた。あたかも、日本では大正デモクラシー運動が、中国では新文化運動が、その社会的結実期を迎えようとしていた時であった。休戦のうけとめ方は、外見的には、原敬がその日記に「人民左までの感情なきも」と書いたように^①、日本では比較的冷静に、中国では、「『国を挙げて狂えるが如し』とまで評された」ほどの興奮のうちに、という違いはあっても、自国の民主主義運動と結びつけてこれを解釈し、「新しい時代」の到来を予測する、という点では両国の知識人ともに一致していたのである。

すなわち、日本においては『中央公論』大正七年十二月号の巻頭言「大戦の終結を祝す」が、休戦の意義を、「正直一図の素人」「平凡なる常識」の「戦争にかけての女人」「専門の科学」に対する勝利に見出し、「吾人は我党多年の予想と主張とが、着々眼前の事実として展開し来ることを大だ得意とする」と述べ、中国においては『毎週評論』（一九一八年十二月二十二日創刊）が、「ドイツの敗北以来、『公理戦勝強権（公理が強権に戦勝する）』という言葉が、ほとんど人々の口頭禪となった」とし、ウイルソンを「現在世界の第一の好人（立派な人物）」と呼んで、『公理を主張し強権に反対する』を同誌発刊の趣旨とすると宣したのである。また、中国において蔡元培が、「黒暗の強権論の消滅、光明の互助論の発展」、「陰謀派の消滅、正義派の発展」、「武断主義の消滅、民主主義の発展」を演説すると、呼応するかのよう^②に、日本では厨川白村が、「光明が暗黒を、正義が私慾を、秩序が擾乱を、自由が専制を」打ち破った「平和の勝利」をうたいあげたのである。講和のもつ階級的側面にも目は向けられた。日本で内藤民治が、「国際的講和と同時に階級的講和」を

唱え、福田徳三が、「勝者は誰か」によって、真の勝者はウイルソンではなくドイツ革命であることを指摘^⑦しても、杜亜泉(信父)、ガウス対数表の訳者、のち著名な生物学者)が、講和会議の主人公はウイルソンやクレマンソーではなく、世界各国の「下層人民」であるとし、李大釗が、戦勝は「ボルシェヴィズムの勝利」であり、その功績はウイルソンよりもレーニン、トロツキーに帰せられるべきであるとしたのである^⑧。

このように、日中両国の当時の進歩的知識人層の間の風潮は極めて類似しており(その際相互の影響を無視することができないのは当然である)、そこから、陳独秀の次のような楽観論も生まれ得たのである。

「現在の東洋各国の当局者は、中国の徐總統や、日本の内閣のように、みな文人出身である。つまりそれは、東洋平和の一すじの光明であり、東洋各国国民の真の親善の種子でもあるのだ。」^⑩

だが、具体的に講和会議に何を求めるか、という段になると、両国の知識人間の扞格はもはや覆うべくもない。たとえば、一九一九年一月十日、北京大学の大学生によって創刊された雑誌『国民雑誌』には、創刊号に陳宝鏜の、第二号に黄日葵の、それぞれ五ヶ条にわたる講和意見がのせられている。

○陳宝鏜 (1)東亜及びインド洋地域全局の平和を維持すること。(2)太平洋兩岸の勢力均衡を保持すること。(3)滿州鉄道を各国の協同經營とし、國際上永久に中立とすること。(4)青島を還付し、その他の不平等密約を取消すこと。(5)中国の独立と領土保全、列國の商工業の機會均等主義を尊重し、各国の公共利益を守ること。^⑪

○黄日葵 (1)一九一五年の密約(二十一ヶ条のこと)を無条件に取消すこと。(2)特殊地位を放棄すること。(3)軍事協約(一九一八年の日華軍事協定)を取消すこと。(4)台湾を還付し、朝鮮を解放すること。(5)東亞諸國を民主化すること。^⑫

これらの意見に見られる他力本願主義はしばらく措くとして、日中間の「真の親善」の第一前提が、二十一ヶ条条約や軍事協定の廃棄にあったこと、更には、青島や山東省旧ドイツ權益の無条件直接還付、そして台湾の還付、朝鮮の解放にあったことは、紛れもない事実であった。ところが、日本の知識人層からは、こういった観点からこの問題に論及し徹底し

た主張をなすものは皆無であった。「世界改造」への積極的な参加を唱える吉野作造が、かつて二十一ヶ条を支持した時の態度を維持し、日本の山東要求の正当性を説いたことはよく知られている。^⑮ たしかにこの時期の日本は、第一次大戦という「天佑」による帝国主義的成長、戦後世界への不安、ウィルソン主義の席捲といった諸要因により、国際協調論と自由貿易主義論がはなばなしく展開された稀有の時代であり、尾崎行雄のように、「今日我帝国は、偶然にも正義人道と私利私益とが、全然一致する立場に居る。……彼の国際連盟、軍備制限、堡壘撤廃、海洋自由、外交公開、門戸開放、民族自決、植民地処分法の類、凡そ今日世人の喩に立って居る問題は、之を徹底的に実行すれば、結局帝国の利益と為る者が多い。」^⑯ 「門前に軍港でも造りそうな気色を示しつゝ門戸開放を主張すれば、対手国が恐怖^{こわが}るのも無理はなからう。」という立場から、日本の山東及び南洋諸島に対する要求を否定する者はいた。^⑰ だが、「国防上の意味を外にすれば、余す価値の幾ばくもあらぬ朝鮮や台湾の如き之れを独立させて善いではないか、況んや戦時中攻略した猫の額程もない土地の如き、問題にならぬ。」と説いた。^⑱ 『東洋経済新報』や『青島の如きは支那の要求通りに無条件に之を還附し、先づ支那をして我々の誠意のある所を認めしめ、彼を援けて講和会議に十分に参加せしめ、会議の席上東洋民族自治自決の大方針を樹立すべきである』と説いた。^⑲ 鴛尾正五郎を含めて、彼らの関心の中心はあくまでも日本と欧米との関係にあったのであり、真の日中親善のもつ意味に思い至ったものはなかったのである。同じことは、当時の日本の社会主義者、無政府主義者についても言える。たしかに彼らは、「講和会議の本統の仕事は、まずボリシエキ熱の伝幡を防止し、独露その他において都合よき政権を確立せしめ、都合よき談判の相手をこしらえることにある」^⑳ という点については透徹した議論を展開し得たけれども、松尾尊兎氏が朝鮮問題と社会主義者に関して指摘しているように、「一般的にいつて彼らの関心の焦点は朝鮮や中国ではなく、ロシアをふくめた欧米にあった。」^㉑ のであり、日本帝国主義とその植民地問題については、有効な主張をなし得なかつたのである。

このように、講和会議に際して中国人民が真に欲しているものは何か、ということに対する日本世論の認識の欠如が、

以下に述べるような外務省の陰謀外交——内田・陸合意成立説の捏造——を可能にしたのである。

日本の講和準備は、大戦開始後一年余にして外務省に設置された日独戦役講和準備委員会（外・陸・海の三省と法制局から委員を出し、外務次官を委員長とする）によってなされた。委員長は、設立時のみ松井慶四郎であり、第二回の会合以降は幣原喜重郎であった。委員会は、一九一六年十二月二十五日に第一次の最終報告書を寺内内閣の本野一郎外相に提出し、この報告にもとづいて、翌年一月十二日の閣議において、日本の講和に際する要求——山東及び赤道以北南洋諸島に対する要求——が正式に決定されたのである。ところが、この年の四月にはアメリカの対ドイツ宣戦、そして八月には中国の参戦という新事態が発生し、更に十一月にはロシア十月革命、十二月にはブレストリトヴスク条約締結という予期せぬ大事件が続いた。そこで、これら新事態に対処するため、幣原を中心として急遽第二次の委員会活動が始められた。その際問題となったことのひとつに、「支那対独宣戦ノ結果山東省ニ関スル日支条約ノ目的物タル独逸ノ権利ハ消滅シタリトノ支那ノ主張^㉑」をどう反駁するかということがあった。すなわち、中国の対ドイツ国交断絶により、それまで条約上の権利としてドイツが保有していたものはすべて消滅し、自動的に本来の所有者たる中国政府に帰したのであるから、当然、そのドイツの権利を前提として締結された二十一ヶ条条約のうちの山東条約（中国は、講和会議で日独間に決定さるべき該權益の処分方につき、予め承認を与えるというもの。日本の山東要求の最大の根拠。）も無効となった、という国際法上も妥当な論理が、中国側から主張されたのである。

その最初のあらわれは、山東省の民政署問題に際してみられた。すなわち、一九一七年九月三十日、寺内内閣は、三年間にわたる軍政（日本は青島及び山東鉄道沿線地区のドイツ軍を降伏させたあと、その地に軍政をしいていた。）により民心も安定したので、これを民政に移すという計画を発表したが、軍事占領という非常時暫行処置を恒常化させようというこのあからざまな侵略計画に対し、現地住民はこの論理を使って猛烈な反対運動を展開したのである。たとえば、当地の新聞『大東日報』は次のように書いた。^㉒

「夫レ日人ハ独人の支那ニ於ケル權利ヲ繼承スルノ故ヲ以テ青島ヲ奪取シタリ之レ我國末タ独人ト宣戦セサル以前ニ於テハ猶言フヘキナリ支独宣戦後ニ於テハ日人カ独人ノ權利ヲ繼承スルノ説ハ当然消滅スヘキモノナリ……嗚呼日人ノ野心固ヨリ已ニ目ニ中國ナシ」

中国外交部も同じ立場をとった。この民政署事件が係争中であつた一九一七年十二月十四日、外交部は、かつてドイツが採掘権をもつていた坊子礦の上層炭採取を、日本政府が日本人にうけおわせたことに対し、次のような抗議文を送つてきたのである。

「按スルニ独逸人ノ従前山東ニ於ケル權利ハ未タ解決ヲ經サル以前ニハ原ヨリ勝手ニ繼續シテ事業ヲ行フ能ハス況ヤ現在我國ハ已ニ独逸人ニ對シテ戰爭ノ地位ニ立チ凡ソ従前ノ膠澳條約及鐵道營業章程ハ概シテ無効ニ帰セルオヤ」

結局、民政署は、中国人民の強い反対運動により、設置四か月にして撤廃されることとなつた。この時、日本側は、山東二鐵道・滿蒙四鐵道借款予備契約ならびに「欣然同意」条項という高価な代償をひきだしたのである。坊子礦問題は未解決のままであつた。

このような状況に照らして、講和會議の席上中国側が二十一ヶ条條約の無効を訴え、山東省旧ドイツ權益の直接無条件還付を主張することは、外務省には明らかにわかつていた。そこで日本側は、徐世昌大總統に何らかの圧力を加え、病氣を口実にこれを避けようとしていた陸徵祥全權を、パリへの途次、東京に立ち寄せたのである。陸の病氣（リウマチ）は案の定悪化し、一九一八年十二月六日、陸は横浜に着いたもの予定されていた上京参内もできない有様だつた。ところが、これに対し、章宗祥駐日公使が「立腹」し、辭意を漏らすという事態がおこつたため、陸はやむなく上京し、十二月九日、外務省において内田康哉外相との間に二時間程の會談をなしたのである。

この會談の内容は、内田の報告によれば、

(1) 日本側の膠州灣間接条件つき還付方針説明に対し、陸は深く感謝の意を表した。

(2) 中国側の講和条件提出に際しては、日本側全権との間に予め相談をとげておくようという内田の要望を、陸はすすんで容れた。

というものであったと言う。だが、この会談の斡旋役をつとめた西原亀三(本人は同席していなかった。)の証言によれば、真相はそのようなものではなく、中国側は、内田の表明した膠州湾還付の方法と条件につき頗る不満であり、章公使は、「外相との話が這んな訳である以上、日支間の問題が講和会議に於て、到底満足に解決せらるべしとも思へぬ」ということを、西原ばかりでなく、原敬首相や田中陸相にまで語ったという。ここで、西原の政治的立場(親寺内、反原、反外務省)をわりびいて考えなければならないのは当然である。だがそれにしても、臼井勝美氏が指摘しているように、「一方面的な条約を廃棄し、関税を改め、法権を回復し、その固有の自由を回復」することが中国の願いであると言いきる陸徴祥が、内田の言うような同意をしたとは到底考えられない。実際、陸は、十二月初旬、東京へ来る旅中の奉天で、治外法権撤廃や関税改訂とともに、山東省の鉄道権や青島の還付を講和会議で要求する意図を表明していたのである。更に、同じく全権団の一員で新任の駐ベルギー公使魏宸組が、十二月十七日、パリへの途中サンフランシスコで次のように語ったということは、現地太田総領事からの報告で、外務省にも伝わっていた。

「我国ニ於テハ旅順大連ヲモ我國ニ還附セサルヘカラストノ意向存スル位ニテ青島還附ニ至テハ毫頭疑義ノ余地ヲ認メス」(中国側のいう「還付」が、直接無条件のそれを指すことは言うまでもない。)

このようにして、日本側の策動はみごとに失敗した。ところが、内田外相は前述のような「合意成立」を公表したのである。半植民地中国人の切実な願いを顧みる目をもたなかった日本人は、容易にこの欺瞞にのせられた。そして、講和会議の席上、中国側全権が日本の山東要求に真っ向から反対した時、日本の世論は、こぞってこの中国側の「背信」を非難したのである。

それだけではない。内田外相の狡智は現代の多くの日本の外交史家の目をも欺き、「パリ会議が実際に開催されるまで、

日本は中国側が反対するとは予想だにできなかった^⑧というような見解を可能としているのである。

- ① 原奎一郎編『原敬日記』大正七年十一月十三日の頃。
- ② 小野信爾「五・四運動と民族革命運動」『岩波講座世界歴史25』（岩波書店、一九七〇年）所収、三四九頁。
- ③ 中共中央馬克思恩格斯列寧斯大林著作編訳局研究室編『五四時期期刊介紹第一集』（北京人民出版社、一九五八年）三九一頁。
- ④ 蔡元培「黑暗与光明的消長」『蔡元培全集』（王家出版社、一九六八年台南）所収。一九一八年十一月十五日誌演。
- ⑤ 厨川白村「平和の勝利」『大阪朝日新聞』大正七年十二月八日より十四日にかけて連載。（但し、前半は朝刊、後半は夕刊に）
- ⑥ 内藤民治「全局より視たる講和問題の本末」『中外』大正七年十二月号。
- ⑦ 福田徳三「勝者は誰か」『中央公論』大正七年十二月号。
- ⑧ 偷父「大戦終結後国人之覚悟如何」『東方雜誌』一九一九年一月号。
- ⑨ 李大釗 [Bolshevism 的勝利]『新青年』一九一八年十月十五日号。邦訳は、日本國際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集一』（勸草書房、昭和四十五年）
- ⑩ 「独秀文存」（遠東圖書公司、一九六五年九龍）下巻、五八七—八頁。但し、一九一八年十二月二十九日号の『每週評論』に載せられた論文「歐戦後東洋民族之覚悟及要求」より。
- ⑪ 陳宝鏞「列強新旧均勢之過渡与遠東和平」『國民雜誌』一九一九年一月十日号。
- ⑫ 黄日葵「亞東永久和平之基礎」『國民雜誌』一九一九年二月十日号
- ⑬ 野原四郎『アジアの歴史と思想』（弘文堂、昭和四十一年）、松尾尊允『大正デモクラシーの研究』（青木書店、一九六六年）がこの問題に触れているが、講和会議で日本の山東要求が認められたことに対する
- 吉野の基本的態度は、「山東問題が略ぼ満足なる解決を見るに至った事は、吾人の多数国民と同慶とする所である。」というにあった。「山東問題」『黎明講演集第五輯』（大鏡閣、大正八年）、「山東問題解決の世界的背景」『中央公論』大正八年六月号。
- ⑭ 尾崎行雄「帝国の主張」『東京日日新聞』大正八年四月八日。
- ⑮ 同前（）、四月九日。
- ⑯ 浅田江村「國際連盟」、神戸正雄「戦後世界の整理と永久の平和」ともに『太陽』大正八年一月号、戸田海市「世界的交通の自由」『大阪朝日新聞』大正七年十月二十九日など
- ⑰ 『東洋經濟新報』大正七年十月二十五日号社説「我國の平和条件」
- ⑱ 鷺尾正五郎「戦後世界も亦依然として國際競争の舞台」『中央公論』大正八年一月号。なお、この論文については、井上清「日本帝国主義批判論」井上清・渡部徹編『大正期の急進的自由主義』（東洋經濟新報社、昭和四十七年）所収、で触れられている。
- ⑲ 『東洋經濟新報』の「朝鮮・台湾放棄」論の前提は、「多くの民族と広き領土を包擁する少数の強國」に對抗して、アメリカと提携して「民族主義の承認と、民族の經濟上の運動の自由とを、極力主張し支持」することにあつた。鷺尾正五郎の場合も、「英米の実業家は戦後東洋に於て利権擁護及び獲得の方針を以て進み来る」という必至の大勢に對抗するための手段として、中国の民族主義運動に着目したのである。
- ⑳ 川口武彦編『堺利彦全集第五卷』（法律文化社、一九七一年）四九八頁。『新社会』大正七年十二月号の「葉がきぎ過ぎた—世界戦争の成行きと講和会議の性質—」より。
- ㉑ 松尾尊允『大正デモクラシー』（岩波書店、一九七四年）三一—

二頁。

⑲ 日独戦役講和準備委員会については、宇治田直義編『幣原喜重郎』(幣原平和財団、昭和二十七年)一三〇―一三八頁参照。

⑳ 外務省編『日本外交文書大正六年第三冊』(外務省、昭和四十三年)六六七文書。

㉑ 外務省講和準備委員会『大正七年十月調、第二十三、講和ニ関係アル支那問題ニ関スル諸文書』(外交資料館蔵)の第六項目の表題。その第八番目に「山東省ニ於ケル独逸權利ハ消滅セリトノ支那側主張ニ対スル研究」という簡条があり、その研究の結果は、「当方ヨリ餘リ進テ論議ヲ試ミサル方得策」ということになっている。

㉒ 泉哲「山東問題に關する日支主張の当否」『外交時報』大正八年六月一日号、参照。

㉓ 『日本外交文書大正七年第三冊』(昭和四十四年)一文書附記二。

㉔ 註⑳の文書、第六項の一。

㉕ 陸徵祥自身、一九一八年十一月二十五日、林權助駐華公使の「問札」に対し、「今回渡歐ノ途次東京ニ立寄り貴國当局者トモ篤ト打合ヲ遂ケタキ所存」と言ったという(『日本外交文書大正七年第三冊』五一七文書、林公使よりの報告)が、それ以後、陸の来日が正式のルートで交渉された形跡はなく、従って、このときの陸の發言は單なる「あいさつ」程度のものであったと考えられる。

なお、陸の来日前後の描写は、『日本外交文書大正八年第三冊上』(昭和四十六年)七四文書、『東京日日新聞』大正七年十二月五日、七日、九日の記事、龔振黃『青島潮』(上海泰東圖書局、一九一九年)二七頁(ただし、中国科学院歴史研究所第三所近代史資料編輯組編『五四愛國運動資料』(科学出版社、一九五九年北京)所収のもの)などを参照した。

⑳ 『日本外交文書大正七年第三冊』五二九文書。小林龍夫編『翠雨莊

日記』(原書房、昭和四十一年)三四八―九頁。

㉑ 西原亀三「巴里會議に於ける日支離隔の経緯」『東洋經濟新報』大正十年八月十三日号。北村敬直編『夢の七十余年―西原亀三自伝』(平凡社東洋文庫、昭和四十年)二一八―二二頁。

㉒ 白井勝美『日本と中国』(原書房、昭和四十七年)一四一頁。

㉓ Thomas Edward La Farge, *China and the World War* (Stanford, 1937) pp. 178-9.

㉔ 『日本外交文書大正七年第三冊』五三三文書。なお、外交部では、この「合意成立」説を当然否定している。(『日本外交文書大正八年第三冊上』七〇文書)

㉕ たとえば『東京日日新聞』大正八年二月九日社説「日支間の遺憾事」は、「原内閣成立以來、一意平和的對支方針の樹立に努力し來りし我國としては、支那側の斯くの如き背信に對し不満の念無き能はざるなり。」と書き、『大阪朝日新聞』二月十七日社説「悟らざる支那大に反省を要す」は、「講和會議での支那委員の言動」に對し、「今日の日本を排斥し、向ふに廻して支那は何れに立つ瀕を求めんとするか」と書いている。

㉖ 池井俊「山東問題、五四運動をめぐる日中關係」『慶応義塾大学法學研究』昭和四十五年一月号。その他、宇治田直義『幣原喜重郎』(前掲)、同『小幡西吉』(小幡西吉伝記刊行會、昭和三十三年)、斎藤孝「パリ講和會議と日本」(前掲)、白井勝美『日本と中国』(前掲)、信夫清三郎編『日本外交史1853-1972』(毎日新聞社、昭和四十九年)など、すべてこの内田―陸會議によって日本に都合のよい合意が成立したという立場に立っている。

なお、大戦中を通じて日本側が山東要求貫徹のために周到な準備をしており、従ってその成功にある程度の見通しをもっていたのは事実である。しかし、そのことと中国側からの反論を予期していたことと

は、決して相矛盾することではない。

第二章 「人種案」とその意義

「人種案」とは、講和会議における国際連盟規約起草に際し、日本全権が、「各国民均等 (the equality of nations) の主義」を挿入するよう主張し、イギリス連邦諸国、とくにオーストラリアの強い反対を受けて、結局、山東要求とひきかえに引込めたものである。その呼称からして、いかにも日本が人種差別の撤廃に努力をしたように感じられ、また実際に、当時そのように受けとめて期待をもった人々もいた^①のであるが、内実が決してそうでないことは以下の記述によって明らかになるであろう。

この問題を考える際に最も注意しなければならないことは、案の提出者の意図とその受けとめられ方の違いが甚だしかったことである。しかもその受けとめられ方も、国内と国外で異なり、国内でも政治的立場により異なっていたのである。まず提出者の意図からみていくことにする。

第一章でも述べたように、日本の講和対策を実質的に決定したのは外務次官幣原喜重郎であった。この時期の外交は、「優秀な」外務官僚勢の成長と、原敬の彼らへの庇護^②とによって、外務省一元化の方向を着実にたどっていた。井上清氏が書いているように、外交調査会も「軍部を困惑させあるていど後退させ」る役割を果たしたのである。副主席全権として渡仏する直前の牧野伸顕が、外交調査会の席上、次のような「外交意見」を披瀝したのはその好箇の例であろう。

「例へハ日支親善ノ事ニシテモ陽ニハ之ヲ唱道スルモ其裏面ノ實際ニ徴スレハ我帝國ノ外交ニハ「霞ヶ関外交」「私人ノ外交」「軍人ノ外交」ト三方鼎立シタルモノアルコトハ外国大使公使等ノ嘖々批評シツツアル所ナリ……今後ハ努メテ威庄権謀ノ手段ヲ排斥シ正道ヲ踏ミ弱國ヲ助クルヲ以テ主義トセサルヘカラス」^③

そしてその外交調査会をも、幣原は幹事として、背後から牛耳っていたのである。外調の「外交通」伊東巳代治との関

係を、彼は次のように回顧している。

「委員の一人、伊東巳代治伯は、とても勉強家で、調査会の開かれる前の晩には、きまって自宅に私を呼びつけ、外交の経過実相を聴きだすのであった。そしてその晩のうちに、自分の議論を纏めあげ、ちゃんとそれをノートして来て、滔々と議論する。だから彼のいうことは、理路整然としていたので、他の連中は歯が立たない。しかしその材料の出所は、みな私から出ている。私は苦笑を禁じ得なかった。」^⑥

「人種案」は、この幣原が国際連盟に対して懐いたといわれる次のような感想と密接な関係をもつ。

「このやうな大円卓会議が出来て、各国代表がいならば中に幣原ごときが妙な顔をして下手な言葉で議論でもやったら損をするに決っている。利害関係国相互の直接交渉によらず、こんな円卓会議で我が運命を決せられるのは迷惑至極だ」^⑦

ここで注意を要するのは、「利害関係国相互の直接交渉」という言葉の内容である。この時期の日本の最大の利害関係国が中国であり、山東問題という重大な利害問題が眼前にあったことは言うまでもない。更に、二十一ヶ条以来、アメリカが不承認主義によって日本の中国進出を牽制し、中国もまたウィルソンに大きな信頼をよせていたことを想起しなければならぬ。ここにおいて、「妙な顔をして下手な言葉で議論」する相手国は、アメリカを仮定していたということになるのである。すなわち、日中間の問題を、力を背景として恃み得る直接交渉によらず、国際連盟にまで持ち出されて、アメリカを相手にしなければならなくなつては困る、というのが幣原の本意であった。その背後には、戦後、欧米列強が再び中国市場へ乗り出してきた時、いかにこれに対抗するか、という当時の一般の危機意識が存在していたのである。

講和準備委員会は、その第二次の活動の成果として「ウエルソン十四箇条ニ対スル意見案」^⑧をまとめあげたが、その第七項目において、「国際間ニ於ケル人種的偏見ノ猶未タ全然除去セラレサル現状ニ顧ミ」国際連盟は、「事実上帝国ノ為メ重大ナル不利ヲ醸スノ虞ナキ能ハス」と書いて、「本件（国際連盟——引用者）具体的成案ノ議定ハ成ルヘク之ヲ延期セシムル」よう努力すべきであるとしている。そして、やむを得ず連盟が成立することになれば、「人種的偏見ヨリ生スル

コトアルヘキ帝國ノ不利ヲ除去センカ為事情ノ許ス限り適當ナル保障ノ方法ヲ講スルニ努ムヘシ」としているのである。そしてこの「意見案」のこの部分は、何らの訂正も加えられずに「帝國政府意見」として認められ、日本全権が提出した「人種案」の唯一の正式な根拠となったのである。従って、提出者側の意図としては、「人種案」は文字通りの人種差別撤廃要求でも、よく言われるような移民問題対策でもなく、戦後の対中国侵略競争に備えての、焦眉の問題としては山東要求貫徹のための、ひとつの布石なのであった。結果的に山東要求とのターゲットになったことは、その使命の一端を果たしたものであると言えよう。

次に、受けとめられ方であるが、国外において最も大きな反響を示したのは、オーストラリアとアメリカであった。前者においては、白濠主義に対する挑戦ととられたのである。シドニー総領事清水精三郎は、一九一九年二月二日、後述する日本国内の人種差別撤廃運動が、「痛切ニ当地人心ヲ刺激」したことを報告し、要するに日本人が世界で対等の待遇をうければいいのであるから、「一般ノ人種問題トシテ提議スルヲ避ケ」るようにと内田外相に具申し込んでいる。またアメリカにおいては、長年の懸案となっていた移民問題対策とうけとめられた。そのことについては従来の研究〔はじめに〕の註(2)参照〕によって明らかにされているのでここでは触れないが、そのようなアメリカ世論の受けとめ方に対して、当時、駐米大使石井菊次郎が次のような趣旨の反駁を加え、これを公表したことは見逃せない事実である。^⑩

「入国居住ノ自由ヲ保障セル現行日米条約文ニ拘ラズ自発的ニ移民制限ヲ誠実ニ実行スル帝國政府ガ連盟ニ人種差別撤廃ノ一箇条ヲ設ケタレバトテ之ヲ楯ニ直ニ移民問題ノ解決ヲ迫ルヘント恐ルルモノハ日本ヲ解セザルモノナリ」

在外邦人や国内の移民関係者の間でも、移民問題との関連で受けとめられたことはたしかである。しかし、日本国内全体を見渡すならば、それはほんの一部にすぎない。まず、この問題に最も早くから力を入れていたのは、親ドイツの右翼たちであった。彼らは、講和會議の始まる前から、ウィルソンの十四ヶ条を揶揄するために、「何故に其十四ヶ条を十五ヶ条として人種上の差別を撤廃するの原則を掲せざりしか」と論じていたのである。彼らは、日本全権が「人種案」を

実際に講和会議に提出する十日前の二月三日に、早くも人種差別撤廃期成大会準備委員会を院内図書館で開いた。委員の顔触れは、大木遠吉(貴族院)、大竹貫一(憲政会)、中村啓次郎(政友会)、田鍋安之助(使命会)、五百木良三(国民義会)、長山乙介(交信会)、葛生能久(黒龍会)、佐々木安五郎(国民外交同盟会)、佐藤鋼次郎(予備陸軍中將)、上泉徳弥(予備海軍中將)といったところであつた。この委員会の主催で、翌々五日、人種差別撤廃期成大会が築地精養軒で行われ、三百余名を集めて、「日本国民は講和会議に於て従来国際間に行はれたる人種的差別待遇を撤廃せしむることを期す」という決議がなされたのである。この大会には政友会の議員や幣原も出席していたけれども、中心となつた右翼たちの真の意図が、大勢順応主義の原敬協調外交に対する攻撃にあつたことは推測に難くない。講和会議における「人種案」の不利が伝えられると、三月二十三日、期成会は第二回の大会を開き、「日本国民は人種的差別撤廃を基礎とせざる国際連盟に反対す」と決議し、内田良平は、「吾人ハ此ノ目的ヲ達セサレバ国際連盟ヲ脱退スヘシ正義人道ノ為ノ孤立ハ寧ロ帝國ノ名譽ナラズヤ」と演説したのである。このような動きに野党各派も同調した。三月二十七日の憲政会総会で、総裁加藤高明も、「本提議ニシテ失敗スルカ如キアラバ外交上由々數大事タルヘシ」と述べたのである。⑭「人種差別撤廃の提議が、国内の一致した支持を獲得したことは言うまでもない。」⑮と言われるその内実の一端は、このようなものだったのである。

このような人種差別撤廃運動が、「世界改造」のための国際協調を唱える民本主義勢力から受けいられるはずはなかつた。彼らは積極的にこの運動を批判し、さらに一歩進んで、日本帝國主義自身のもつ人種差別性を人々の前に明らかにした。吉野作造は、「講和会議を中心として道義的精神の最激刺と動いて居る今日の世界に向つて此運動を開始したのは、少くとも極めて時宜に適したものと云はなければならぬ。……(しかし)従来此種の運動を起すものは、甲に向つては正義と公平とを求めて、乙に向つては非義横道を逞うする輩であつた」とこの運動の本質を見抜き、運動者は自らの朝鮮人、台湾人、中国人に対する差別的支配及び感情をまず取払わねばならない、と説いたのである。⑯黎明会創設以来の会員阿部秀助も、現在の社会的潮流たる「階級打破の運動」の国内的現れが普選運動であり、国外的現れが人種差別撤廃運動であ

ると原則的にはこれを評価しつつ、「一面に於て欧米諸国に対して其人種的差別の撤廃を要求するが如く、我々は又我々の精神に向つて人種差別性の撤廃を要求しなくちゃならぬ」として、朝鮮人、台湾人の他に被差別部落民の問題をも提起した。^⑧ 同じく木村久一も、「軍隊に於いて、上官が部下兵卒に対する態度」を取上げ、「この問題を云々するには資格が要る。而して少くとも我国の軍国主義者はその資格はない」と断じたのである。^⑨

「資格」を問う点で最も峻烈だったのは、石橋湛山と宮崎滔天であった。湛山は日本人自身の差別の最もひどい実例として制限選挙制度をとりあげ、次のように書いた。^⑩

「我が同胞に対してすら、レーレーと差別待遇を設けながら……白色人種の有色人種に対する差別待遇の廃止を決議して、其決議を、巴里の講和会議に電送した所で、それに何の権威があろう、何の力があろう。恐らく臭い者身知らずの冷笑を買うに過ぎぬ。」

また滔天も、「ウキルソンの国際連盟世界改造なる語は今日に於て当を得たり。……願はくは総てをして徹底的ならしめよ。国家的に偏せずして人道的に徹底せしめ、人種的に偏せずして、人類的に徹底せしめよ。」と主張する一方、「国際連盟の不徹底を以て旧世界擁護の口実となすが如きは、泥棒を指して自ら弁護する強盗也」と、次のようにこの運動に鋭い批判を投げかけたのである。

「此頃笑止なるは人種無差別論を主張する諸君が、其無差別を叫び人道正義を主張しつつ、南洋の小島を我に与へと言ふは、病人が噤言にも似て、何ぞ其言の陋なるや」^⑪

「我が言う所の人種案なるものが、甚だ不徹底なるを憾みとす。若し我に於て、朝鮮を解放し、台湾を解放するの決意を以て絶叫し、提案し、遊説し、努力せば、彼等（ウキルソンの）看板たる人道正義の手前、多少の反響を与へたるや論なし……顧みれば我が民族は余りに驕慢なりき、鳥なき里の蝙蝠にて東洋の同胞に無礼を働けり。若し因果応報なるものが天地自然の約束事とすれば、一たびは亡国の惨を嘗めさせらるべき運命を有す。是れ天の膺懲也、慈悲の鉄拳也。國民此の惨を嘗めて鮮民に対し、台民に対し、若しくは支那南洋印度の同種族に対して真誠の同情を喚起するを得ん。而して始めて人種問題を論ずるの資格を得ん。更に進一進して世界

人類と手を握るを得ん。」^②

やや引用が長くなつたが、滔天の面目躍如たるものがあると言えよう。

「人種案」に対する国内世論の反響は以上にとどまらない。と云うよりも、最も一般的な受けとめ方は、以下に引く『大阪朝日新聞』の国際連盟規約草案(二月十四日発表、「人種案」は挿入されず)に対する感想の中にかがえるのである。

「吾人の最も遺憾とするは、国際連盟が永久平和を目的としながら、遂に戦争発生の原因たる経済的障壁の除去に及ばざりしことなり……経済的障壁の撤廃とは他なし門戸開放なり、機会均等なり、移民の自由なり、少くも財産及び企業に対する無差別待遇なり、貿易の自由なり、少くも原始生産物就中重要原料品の国境撤廃なり。……之を要するに国際連盟は、人類史上特筆に値するの企圖たるに相違なきも、其の総てに於て徹底を欠き、殊に其の人種問題を除外し、海洋自由問題を除外せる所、早くも大國の利己の露骨なるものあり。」^③

すなわち、「人種案」とは、経済的障壁撤廃と密接不可分なものであり、端的に言えば、門戸開放の日本的表現として受けとめられたのである。大戦下にひとりだちの帝国主義國となつた日本は、戦後、中国における競争の激化をおそれる一方、太平洋地域への進出を目論み始めたのである。だが、そこは、古くはオランダ・ポルトガル・スペインの、新しくはイギリス・フランスそしてアメリカの特権区域であつた。「人種案」は、この地域においてこれら先進帝国主義國の特権に均霑せんがための恰好の口実であつた。かつて遅れて中国にやって来たアメリカ帝國主義が、ヘイの三原則という形をとつて割り込みをはかつたように、今日日本帝國主義は、「人種案」を先登にたてて太平洋地域への進出をはかつていたのである。「人種案」のこのような受けとり方は、『大阪朝日新聞』のみではない。『東京日日新聞』も、「人種無差別と門戸開放との二主義は、実に連盟の錦上添花を添ふるものにとて、之なくんば国際連盟は二大眼目なく、英米の利益の爲に、盲目的専制案と称するの外なかるべし。」^④と書き、『京都日出新聞』も、「吾々日本人が一般東洋民族の名に於て、人種的

差別の撤廃を要求するのは、……実に公正なる人道と経済上の機会均等との要求によって之を試みんとするのである。」と書いて、「人種案」が経済的障壁撤廃や門戸開放と別ものでないことを主張したのである。そしてこのような後進帝国主義日本の立場と要求を簡潔に表現したのが、近衛文麿の「英米本位の平和主義を排す」であった。近衛はその中で、今回の大戦は「已成の強国」と「未成の強国」との争いであった、再びこのようなことが起こらないようにするために、「吾人は単に我国の為のみならず、正義人道に本く世界各国国民平等生存権の確立の為に、経済的帝国主義を排して各国をして其殖民地を開放せしめ、製造工業品の市場としても、天然資源の供給地としても、之を各国平等の使用に供し、自国にのみ独占するが如き事なからしむるを要す。」と言ひ、特に日本人の立場からして、「かの合衆国を初め英国殖民地たる濠州加奈陀等が白人に対して門戸を開放しながら、日本人初め一般黄人を劣等視して之を排斥しつゝある」ことを改めさせよと言う。ここにおいて「人種案」は、「未成の強国」日本の、「已成の強国」イギリス、アメリカに対する挑戦状とされたのである。

以上総合すると、「人種案」は、

(1) 本来の意図としては、戦後激化が予想される中国での帝国主義競争において、欧米諸列強が一丸となって日本に當つてくることに對する予防線という防禦的性格のものであったが、(2) オーストラリア、アメリカや一部の日本人の間では移民問題対策と受けとめられ、(3) 国家主義者や野党からは、ウィルソン主義に對するアンチテーゼ、または、原内閣の対欧米協調外交に對する攻撃材料として利用され、(4) 民本主義者からは、露骨な日本の帝国主義路線に對する反省材料として痛烈な批判をうけ、(5) 最も普遍的には戦後日本の太平洋地域への経済的進出のための理論的先兵として、同時に、ウィルソン主義を見極めるための「踏み絵」として受けとめられた、ということができよう。このように様々な反響をひきおこした「人種案」ではあるが、防禦的なものであれ攻撃的なものであれ、その本質が日本の帝国主義性に基いているものであったことは明白である。それ故に、同じく人種差別を受けていた中国の人民がこれに同調せず、北京において日本公

使館が、いくら「日本人カ主動者タラサルノ体ニ於テ輿論ヲ喚起シ人種問題ニ於テ日支兩國委員カ協同一致ノ步調ヲ取ルニ至ルカ又遙ニ当方面ヨリ我委員ヲ後援スルニ至ルノ傾向ヲ現出セシムルコト」に努めても、何らの効果も得られなかつたのである。

また同じ理由からも、この「人種案」が四月十一日講和會議において最終的に斥けられた時、日本の多くの人々の目は再びつり上がり、次のように山東要求に対する強硬な世論を作り上げていったのである。

「人種平等のみが吾人の主張の全部に非ず、國際連盟の変形と共に我が亜細亞に於ける特殊地位を確保すべく遺憾無かりしか」^⑧「吾人は人種平等案否決の事実とヒューズ氏(オーストラリア首相)の所論を通じて、世界平和實現の機尙甚だ遠く、随つて日本は自ら其の東亞に於ける独特の地歩を固めざるべからざるの必要を痛感せざる能はず」^⑨「政府よ、協調の為に國威を失墜せざれ」^⑩

- ① 刀禰館正雄編『日本外交秘録』(朝日新聞社、昭和九年)一四四―七頁。
- ② 大村立三『日本の外交家』〇〇人の人脈(読売新聞社、昭和四十九年)七四―七五頁に、「昭和外交の立役者―パリ會議の面々」として、どのような考えのどのような官僚勢がいたかがまとめられている。
- ③ 三谷太一郎「転換期」(一九一八―一九二一年)の外交指導(三谷太一郎、篠原一編『近代日本の政治指導―政治家研究Ⅱ』(東京大学出版会、一九六五年)所収、三三四―三五頁参照)。
- ④ 井上清「大正期の政治と軍部」井上清編『大正期の政治と社会』(岩波書店、昭和四十四年)所収、三九三―三九六頁参照。なお引用部は三九四頁。
- ⑤ 小林龍夫編『翁雨莊日記』(前掲)三三―三七頁。
- ⑥ 幣原喜重郎『外交五十年』(読売新聞社、昭和二十六年)二五五頁
- ⑦ 宇治田直義編『幣原喜重郎』(前掲)一三六―一三七頁。
- ⑧ 前掲『翠雨莊日記』二八五―二八六頁に所収。
- ⑨ 『日本外交文書 大正七年第三冊』(前掲)六七六―八頁に所収
- ⑩ 『日本外交文書 大正八年第三冊上巻』(前掲)三五七文書
- ⑪ 同前、三七九、三八五文書。
- ⑫ 『大日本』大正七年十一月号社論「ウキルソソ主義」
- ⑬ 人種差別撤廃運動の記述については、『大阪朝日新聞』当該記事を参照した。
- ⑭ 前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上巻』三九一文書
- ⑮ 同前、一九八文書。なお期成会の事務所は黒龍会出版部内におかれていた。
- ⑯ 白井勝美「ヴェルサイユワシントン体制と日本の支配層」(前掲)一―三頁。
- ⑰ 吉野作造「人種的差別撤廃運動者に与ふ」『中央公論』大正八年三月号「評論」。ただし、()内は引用者。
- ⑱ 阿部秀助「人種的差別観の意義」『黎明講演集第二輯』(大鏡閣、大正八年)

①⑨ 木村久一「新国民心理の創造」『黎明講演集第一輯』（同前）
 ②⑩ 『東洋経済新報』大正八年二月十五日号社説「人種的差別撤廃要求の前に」。石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集第三卷』（東洋経済新報社、昭和四十六年）所収。引用部は七〇頁。

③⑪ 宮崎龍介、小野川秀美編『宮崎滔天全集第二卷』（平凡社、昭和四十六年）五一頁。『上海日日新聞』大正七年十二月二十一日への寄稿。但し、（一）内引用者。

④⑫ 同前、八〇—八二頁。大正八年二月二十三日。

⑤⑬ 同前、一一九—二〇頁。四月十九日。

⑥⑭ 二月十九日社説「國際連盟成る（下）」

⑦⑮ 二月二十二日社説「人種的差別問題 断々乎として其撤廃の貫徹を計れ」

⑧⑯ 四月二十七日社説「ヒューズ氏の人類問題観」

⑨⑰ 『日本及日本人』大正七年十二月十五日号所載。

⑩⑱ 前掲『日本外交文書大正八年第三冊上巻』三七五文書

⑪⑲ なお、陳独秀は『每週評論』一九一九年三月九日号に「人種差別待

第三章 日使恫喝事件

第一章の最後で述べたように、中国側全権に前もって圧力をかけておこうとする日本側の策動は明らかに失敗した。そして、一九一九年一月二十八日の講和会議の席上で中国全権顧維鈞は、「独支開戦ノ結果独支間ノ条約無効トナレル今日支那国民ハ膠州湾ノミナラス鉄道其ノ他ノ利権ヲ合併セテ之カ還附ヲ希望ス独逸ノ有シタル所ヲ奪ヒ更ニ他國ニ移スハ不当不理ノ処置ト云フ可シ」という旨の演説をし、日本側の山東要求の拒絶を訴えたのである。北京の日本公使館二等通訳官中畑榮も報告しているように、それはまさしく「自然ノ情勢」であり、「支那南北上下官民ノ一致ノ或ル希望ヲ表示シタルモノ」であった。

「遼東問題」という一文を書いて、日本の「人種案」について注意すべき三点をあげた。

①「第一に、我々中国人は全黄色人を連合して正々堂々とパリ會議に平等の待遇を要求すべきであって、日本に付随して米日對抗の道具となつてはいけない。」

②「第二に、我々の中国の内にはまだ十分には開かれておらず、辺境には荒地が多いので国外への移民は必要ない。要求するとすれば華工及び僑商の待遇であって、日本の移民政策とは内容がちがう。」

③「第三に、我々黄色人は白人に対して平等の待遇を要求した以上、我々黄色人自身が黄色人に対してます平等の待遇をしなければならぬ。もし我々黄色人が、黄色人の中国での特殊地位や朝鮮での主属關係をうち破ることができなければ、平等の待遇を要求できようか。」（『独秀文存』（遠東圖書公司、一九六五年九龍、六〇〇頁。）

④⑲ 『大阪朝日新聞』四月十八日社説

⑤⑳ 同前二十五日社説。（一）内引用者。

⑥㉑ 同前二十六日「朝日評壇」

これより先、松井慶四郎駐仏大使より、パリで中国側が青島還付のための対アメリカ運動を行っているとの報告を受けた内田康哉外相は、一月八日、小幡西吉駐華公使にあてて、この事に關し「出先官憲ニ注意アリタキ旨」北京政府当局者に「懇切ニ」申し入れるよう訓令を發し、更に十三日、松井に對しても、中国側の「誤想」を解くため「腹藏ナク」意見を交換するよう電訓^④していた。これを受けて北京では小幡公使が、十七日、親日派の頭目曹汝霖(交通總長)に對し、「列強ニ於テモ日本ヲ差シ置キテ極東問題ヲ決定スベキ道理ナキハ現在欧州平和會議ニ於テ日本ガ五大強國ノ一員トシテ予備會議ニ列シツツアルニ鑑ミルモ明瞭ナル次第ニシテ」と国力を誇示した上で、「小策ヲ弄シ日本ヲ出シ抜キ日本ヲ中傷セントスルハ日本國民ノ最モ不快トスル所ニシテ其結果ハ決シテ支那ノ為ニ有利ナリト考フルヲ得ズ」とせまった^⑤。更に小幡は、翌日、外交總長代理の陳籙次長にも同様の趣旨を「懇切ニ申入レ」ている^⑥。パリでは松井大使が、電訓に沿って「出来得ル限り同種相争フノ醜態ヲ避ケント心掛ケ接近ヲ計」った^⑦。だが、いずれにおいても、内田外相の期待していたような成果は得られなかった。

こうして二十八日の顧維鈞演説を迎えたのである。松井大使は同日、顧が山東問題に關連する日中間の諸文書を講和會議に提示する意思があると言ったことをとりあげ、「日支兩國ニ關係シ秘密ニ附スベキ性質ノ書類ヲ我方ノ承諾ヲ得ズ擅ニ第三者ニ示スコトアリテハ不都合ニツキ」と、これを口実に北京政府に圧力を加えるよう、内田外相及び小幡公使に要請^⑧してきた。これが口実にすぎなかったことは、同じ日に松井自身が、一九一八年九月二十四日の「日支取極全部」を内密に會議に提示したいと内田に電請^⑨していることや、小幡が松井に、「別段公表ヲ憚ルガ如キ機密書類存在セザルノミナラズ……我不利益ノ為メ何等發表スルモノアリトセバ日支交渉後既ニ發表セルモノニ過ギズ」と返電^⑩していることから明らかであろう。これに對し小幡公使は、「支那代表者ノ講和會議ニ於ケル行動ハ予テ本国政府ノ意圖ヲ体シ國民多數ノ意向ニ順応シ進退シツツアルモノト察セラルガ故ニ当地ニ於テ支那政府へ御申越ノ如キ筋合ニテ申入ヲナスストモ表面ハ適宜ノ挨拶ヲナスナンモ結局何等ノ効果ナカラン」と、松井の設けた口実の不充分さを指摘^⑪しつつも、内田外相からの指

令も待たずに、恫喝のための行動を開始した。すなわち、三十一日、陳籙次長に電話で会見を申し入れ、陳が旧正月の休暇で不在であったため、改めて二月二日、外交部次長官舎に陳を訪れたのである。会談には中畑通訳官と施履本外交部参事だけが立ちあった。

小幡はまず、顧維鈞全権が日本側の了解も得ずに、講和会議の席上及び（これは事実ではなかったが）記者会見において、日中間の秘密協定公表の意図を示したことは外交上の慣例に反することである、と陳次長を難詰した。これに対し陳は、中国側にもとからその意図があればこれまでに公表していたであろう。顧の発言は（事実そうであったように）ウィルソンらに質問されたことに対する回答にすぎない、と反論した。日本側の目的はもともと文書の公表を妨げることにはなかったので、小幡はここで、内田外相からの訓令に従って、一九一八年九月二十日の日中協定を内密に会議に提出する旨を通告した。こうして公式の会見を終えたのち、個人の意見とことわった上で、小幡は次のような恫喝を行ったのである。

「中国代表は外国勢力を借りて、日本を抑圧しようとしている。もちろん日本はこの抑圧をよく受けるものではないが、中国代表のためとするイギリスの勢力も、もはや頼りとはならないであろう。同国では、アイルランドがすでに独立して共和国となったし、大規模なストライキも起こっているのだから。ましてや日本にも相当の体面があり、これを極力保つべきは言うまでもない。」^⑭

「日本国民トシテハ到底斯卡ル Humiliation ニハ堪エザルベク……其結果ハ徒ラニ事態ヲ紛糾セシメ結局支那自身ノ目的ヲ達シ得ザルニ至ルモ保シ難カルヘシ」^⑮

これらは、外交部檔案と外務省文書とにあらわれている記述であるが、この会見の翌日陳次長から直接話を聞いたライオンシュ駐華アメリカ公使の報告によると、小幡が、イギリスが国内問題で手一杯であるのに対し、日本は待機中の五十万トンの軍艦と百万人の兵士とを持っていること、参戦借款には未貸与部分があるが、北京政府は引続き日本からの経済援助を必要としていること、の二点をとりあげたことはまちがいないという。

これが日使恫喝事件である。

事件はすでに小幡が会見を申し込んだ時から予知されていた。アメリカ系英字紙『ノースチャイナスター』は、一日及び二日北京通信として、「日本ハバリニ於ケル支那委員ノ行動ヲ掣肘スルタメ東京及北京ニ於テ支那政府ニ対シ圧迫ヲ加ヘツアルモノノ如シ」という趣旨の記事を、この二月三日に掲載したという。事件発生の一報は、翌四日のアメリカ系漢字紙『益世報』の次のような号外であった。

「小幡公使カ欧州ニ於ケル特使ノ電旨ニヨリ陳外交次官ニ迫リ支那特使ニ対スル詰誠ヲ申込み、又英國ハ内乱ニ依リ恃ミカタク独リ日本陸海軍ノミ天下ニ横行シ得ルコト、又若シ支那カ其要求ヲ容レサレハ參戰借款ノ残余ヲ引渡拒絶ヲ以テ脅迫セリ」

この号外は、『唯一日報』や『京報』などの旧曆新春初刊号に転載され、更に、「左手ニハ餅果ヲ持シ、右手ニハ刀劍」(六日『唯一日報』)、「危急中ノ山東問題」(七日『晨报』)といった題の下に、日本の威圧権謀外交に対する警鐘が打ちならされたのである。全国各地から、「堅持して譲る勿れ」の通電が政府やバリの全権団にあてて発せられた。山東省からは、省選出の国会議員や省議会議長の連名で、「山東民全体ハ誓ッテ死ヲ以テ対峙セン」という電報がバリへ打たれた。欧米同学会、北京大学生などの知識人、学生もこれに和した。開会中の国会においても、六日、「某総長ト某督弁トハ……日本人ノ為メニ肆力運動シ一國ノ主權ヲ犠牲ニスルヲ惜シマス以テ私利ニ易ヘントス」という謝鴻燾議員(山東省選出)の売国奴弾劾演説がなされた。^⑧

上海でも、『新聞報』『新申報』それに国民党系の『民国日報』などの報道で、五日、上海洋貨商業公会、出口公会、広肇公所、全国和平連合会、浙江旅滬学会、寧波旅滬同郷会、紹興同郷会等の団体が、「他国の箝制を許すな」という趣旨の連名電報を北京政府に向けて発した。これを筆頭に、六日には国民勵恥会、国際法学会等が、七日には江蘇省教育会、上海寰球中国学生会、留日学生救国団等が、続々と同様の通電を発したのである。^⑨また、同地で開かれる南北和平會議にそなえて一月末以来下交渉をすすめていた南方派代表唐紹儀も、五日、徐世昌大總統、朱啓鈞北方代表(南京に滞在中)、広東政府のそれぞれにむけて、恫喝の拒絶、軍事協定の廃止、密約の公表、參戰借款の償還を訴えた。^⑩

広東でも、新聞記者の団体である広東報界公会の決起があり、ついで広東国会も、十日の両院連合談話会を経て、十三日、全議員の名で密約廃棄のための行動決起を全国各界に要請するとともに、王正廷全権への激励電報を打った。更に十六日には、両院議長による対日問題討論会が、各界代表千余人を集めて開かれたという。^①

香港においても、北京電の伝えられた六日以来、盛んなプレス・キャンペーンが展開された。同地の名門紙『循環日報』は、九日、「国恥」と題して「我国今ヤ生死関頭此ノ一挙ニ在リ」と訴え、『華字日報』も、「日人我を謀ルノ大警告」（八日、十日）を発するとともに、「売国賊ヲ討テ」（十一日）と唱えたのである。^②

このように中国各地の世論が急激に高まりつつあった時に、本国政府からの指令も待たずに恫喝を行った小幡公使のもとへ、「支那委員ノ態度ハ故ラニ既存ノ了解ヲ破壊シ日支両国間ノ悪感情ヲ挑発セム」としているという閣議決定の警告書を徐大總統に直接手交せよ、という訓令が届けられた。小幡は、あわててこの火に油を注ぐような計画を中止するよう東京を説得する一方、外人記者や英米公使の間を奔走して事態のみみ消しをはかった。^③ 外交部へも手をまわした。^④ 北京政府の方でも、事態がこれほどすみ、民衆の目が「売国奴」にまでむけられるようになると、当然保身の必要にせまられてきた。そこで二月十日、「事件の真相」を発表して、「中日両国は現に正に親善の実現をはかりつつあり、何ら誤解のあるはずはない」という旨の外交部声明を出したのである。^⑤

だが、内田外相自身が、「外交部ノ声明ニ対シテハ支那新聞中二三字句ノ末ヲ捉ヘテ論評ヲ試ミタルモノアルモ外字新聞共特ニ該声明ニヨリ安心シタル意味ノ記事ヲ掲ケタルモノナシ」と、パリの松井大使に通知しているように、もはや事態は一片の声明でおさまるようなものではなくなっていた。日使恫喝のしらせは、すでに世界中にひろまっていたのである。

ワシントンでは、八日の各新聞が一斉に北京発共同通信を伝えたし、サンフランシスコでも、九日を皮切りに連日この問題がとりあげられ、太田総領事をして、「東京又ハ華盛頓ニ於テ適當ナル方法ニヨリ人氣挽回策ヲ講セラレン事希望ニ

堪エス^②と悲鳴をあげさせる程の反日感情のたかまりがみられた。パリにおいても、松井大使による共同通信への「サプレス」^③にもかかわらず、ロイターや、講和会議にそなえて陳友仁ら南方派が設けた宣伝機関チャイナ・エージェンシーを通じて、この事件が報道され、日本側の「事実無根」声明をはじめとする各種の弥縫策^④も功を奏さず、孤立は深まる一方であった。

再び中国では、二月半ばから三月にかけて、武漢、長沙、広東、上海、香港など各地において反日、排日貨運動が開始された。そしてそのような状況の中から、許徳珩の次のような認識が生まれてきたのである。

「はじめは互いに提携しあい、ついで互いに嫉妬しあう。その結果、ウィルソン大統領の言う海洋の自由、植民地の解放、軍備縮小、勢力範囲の放棄など種々の道義的言辭は、少数者の私利隠謀に妨げられ……我々が朝に夕に祈っていた世界平和も、その結果は、分贓強奪の変形であることを免れないようだ。つまり、わけもないのに期待しすぎただけなのだ。」

四月二十日号の『国民雜誌』に書かれたこの一文は、まさしく、五月十八日号の『毎週評論』に書かれた李大釗の、「強盜世界を改造せよ、秘密外交を認めるな、民族自決を実行せよ」^⑤を導くものであった。こうして日使恫喝事件は、帝國主義世界の事態と自らの立ち上りの必要を中国の人々に教え、五・四事件の最後の準備をしたのである。

- ① 『日本外交文書 巴里講和会議經過概要』(昭和四十六年) 五六頁。
- ② 二月八日小幡公使発内田外相宛「山東問題欧州會議へ」提言ト北京方面影響與論一班」(外交資料館蔵) ただし、中畑の結論は、北京の説得は不可能であるから、講和會議において中国全權を一喝せよというもの。
- ③ 前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上』六九文書。
- ④ 同前 七一文書。
- ⑤ 同前 七四文書。
- ⑥ 同前 七六文書。
- ⑦ 同前 九八文書。
- ⑧ 同前 八八文書。
- ⑨ 同前 八七文書。
- ⑩ 同前 九七文書。
- ⑪ 同前。
- ⑫ 同前 九四文書。
- ⑬ 王芸生『六十年來中国与日本 第七卷』(天津大公報社、一九三四年)二四六頁。
- ⑭ 前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上』一〇九文書。

⑮ Russell H. Field, *Woodrow Wilson and the Far East* (1965) pp. 145-6.

なお、臼井勝美氏は、陶菊隠『北洋軍閥統治時期史話』より五十万トンの軍艦云々の話を引用し、「公使がこのような言辞を弄したとは想像し得ない」と書いている（『日本と中国—大正時代—』一四三頁）が、筆者はラインシュの報告に信をおく。

⑯ 前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上』一〇三文書

⑰ 小幡の恫喝が旧正月の新聞休刊日に行われたことについて、わざとこの時期を選んだという説が当時たてられた。

⑱ 以上の記述は、主として前掲中畑報告及び前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上』一五三文書によった。

⑲ 上海社会科学歴史研究所編『五四運動在上海史料選輯』（上海人民出版社、一九六〇年）一四四—八頁。

⑳ 前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上』一一八文書。

㉑ 同前 一三六、一六一文書。

㉒ 同前 一五一文書。

㉓ 同前 一三三文書。

㉔ 同前 一〇九、一一二、一一六、一二二、一二五、一三三、一四一、一四四文書。

㉕ 同前 一三〇文書。

㉖ 『東方雜誌』一九一九年三月号。前掲『六十年來中國与日本』二四八—五〇頁。

ただし、この声明文の随処に日本の口先だけの親善を批判する口振りがみられることは指摘しておかねばならない。

⑳ 前掲『日本外交文書 大正八年第三冊上』一六七文書。

㉑ 同前 一二六文書。

㉒ 同前 一四〇文書。

㉓ 同前 一二七文書。

㉔ 同前 一二九、一三一、一五七、一五九文書。

㉕ 『大阪朝日新聞』当該期間の記事より。

なお、そのような中で小幡公使暗殺の噂まで流された。

㉖ 人民出版社編『李大剣選集』（北京人民出版社、一九五九年）二一四頁。

おわりに

パリ講和会議終結の翌月号（七月号）の『中央公論』は、「狂乱せる支那膺懲論」という題の次のような巻頭言を掲げている。

「近頃、学者、軍人、記者等の一部の間に、外務当局を鞭撻して武断的対支外交の措置に出づべきを、頻りに説き廻る連中があるという噂を耳にする。……（彼等の思惑を推測してみれば—引用者）曰く斯くして兎に角戦争気分を民間に深め、動もすれば起らんとする軍備縮少論の鋒先を挫かんとするに在り、曰く排米熱を民間に高め、之を転じて親米的』彼等の斯く看做す所の『民本主義者の社

会的圧迫に利用せんとするに在り。又曰く排日運動の膺懲論をば巧に転用して、支那政府の自ら為す所の武断的取締を援助すべしとの國民的輿論を作り、原内閣の方針をマンマと切り崩して、再び寺内時代の援段政策に帰らんとするに在りと。」

この文と、第一章で引用した前年十二月号の巻頭言を比較するならば、この半年余の間にどのような変化が起こったかが明瞭となろう。あれほど有頂天であった民本主義者が、今や守りの姿勢を余儀なくされているのである。三谷太一郎氏はこの間の事情を、次のようにまとめている。

「……ウイルソンの時代が終った時、日本においてもウイルソン主義の救主的影響力は衰えはじめた。そしてそれは大正デモクラシー運動とそれを支えた日本のウイルソン主義者たちの思想的影響力が下降しはじめたことに対応していた。」^①

第二章でみたように、民本主義者たちは「人種案」に対し、「資格」を問うという形で対決した。そしてその中から、宮崎滔天のような勝れた反帝国主義的認識も生まれたのであるが、基本的には、すでにこの問題において彼らは受け身の立ち場に立たされていたのである。原因は第一章でみた如くである。従って、「人種案」の「敗北」は、日本世論の大勢を対欧米協調からアジア・モンロー主義へと動かし始めた。その際、国際連盟規約のモンロー主義承認条項がこれに拍車をかけたことは言うまでもない。こうして日本においても、民本主義的勢力の後退と国家主義者の抬頭の一因が形成されたのである。

中国では、日使恫喝事件により湧き起こった反日愛国運動の気運を背景に、五月四日の蹶起がなされた。

「山東問題に関して、日本の最近の行動はとりわけ中国人民を完全に失望させている。中国人は、日本の伝統的政策に関し、これを極力支持し弁護しているのは貴族と軍閥がその最たるものであり、平民の政治家の意見はかならずしもそのようではないと考えていた。ところが日本に第一次の政党内閣が成立しても、その対華方針はやはり伝統的政策を踏襲している。しかも最近の各政党および新聞が山東問題について発表した意見は、どれをみても伝統的政策を弁護していないものはない。そこで中国国民は、日本の大多数の国民はひとしく伝統的外交政策の擁護者であることを確認した。中国の存在と国民の利益を維持するために、排日行為はついに全く不

可避の事実となった。目前にどのような危険があろうとも、われわれがこれを回避することは許されないのだ。^② こうして人々は自らが立ちあがらねばならないことを知った。そしてそのような中で、胡適と李大釗の「問題と主義」論争が展開され、前者の新文化運動統一戦線からの後退と後者の共産主義への一層の接近がなされたことは周知の事実である。

日本と中国との間の溝が、更に深く広くなったことは当然である。松尾尊発氏の研究^③によって明らかにされている吉野作造の、これを埋めようとする努力は貴重なものであった。しかし、基本的に両国が自覚して、相異った道を歩み始めたのであってみれば、その努力も破綻すべき運命を免れない。こうして問題は再び双方の国内へともどるのである。

いずれにせよ、パリ講和会議以後の世界史は、後進帝国主義国からの抑圧に対する反撥と、革命勢力の反革命に対する抵抗とを一つの大きな動機として動いていくのである。

① 三谷太一郎『大正デモクラシー論』（中央公論社、昭和四十九年）一四七頁。

② 「張継何天焜傳賢告日本國民書」『青島潮』（前掲）所収。小島晋治ら『中国人の日本人観』『〇〇年史』（自由國民社、一九七四年）一三四

一五頁。

③ 「民本主義者と五・四運動」『大正デモクラシーの研究』（前掲）所収。

（京都大学大学院生

Achievements of *Gūši xān* 顧實汗 through the
Russian Archives

by

Hiroshi Wakamatsu

It was in 1637 that *Gūši xān* 顧實汗 of Oyirad, after the military expedition to *Kōke nōr* 青海湖 in 1636, annihilated the troops of *Čortu qongtayiji*. Starting with this victory he pacified the whole of Tibet and at last became the king of Tibet in 1642, which process has been relatively well known to us. But hitherto few studies have been made on the early part of his life in his homeland Jungaria. In this article, using the Russian Archives, we try to throw light upon the obscure part of his life.

In that Archives we can find some of his figures. For example, in 1630, he pursued an enemy from the foot of the *Tarbaratai*, where his headquarter was situated, to Xara xum on the upper stream of the Enba, and in 1634, participated in the military expedition to Kazax. The battle against *Čortu qontayiji* is also recorded in the Archives. Moreover we have found in the same records on his elder brother *Bayibaras*, who seems to have been killed towards the end of 1620s. According to these records, *Günji xatun*, *Bayibaras*' widow, was remarried with *Gūši xān*. After *Gūši xān* succeeded his late brother *Bayibaras* as *Oyirad xān* and moved to Tibet, she remained in their home country and, enjoying the confidence of all *Oyirad*, kept it well during her husband's absence.

Paris Peace Conference, Japan and China

—“the racial equality problem” and the
Japanese Minister's threat—

by

Hiro'o Fujimoto

Just before Paris Peace Conference, the progressive intelligentsia both in Japan and China praised Wilsonianism overlapping it with their

own democratic movements. But Japanese Ministry of Foreign Affairs, in order to satisfy her imperialistic ambition toward China, continued to threaten Wai Chao Pu (Chinese Office of Foreign Affairs) on the one hand and intended to suppress the advanced imperialist Powers of Europe and America under the pretext of the racial equality on the other.

Though the Japanese Democrats (Mimponshugisha) criticized it, nationalists and bourgeois papers supported the racial equality article. When it was omitted from the Covenant of the League of Nations, the tendency toward the international cooperation in the public opinion of Japan faded away and Asian Monroe Doctrine was asserted loudly.

In China, people entertained great expectations of Wilsonianism and the optimistic air covered their minds for a time, but the unchanged diplomacy of Japan, which was one of the Five Powers, especially Minister Obata's threat, made them recognize that the world after the war should also be the place of power politics as ever. Through this recognition the progressive intelligentsia in China approached to communism still more.

Thus Japan and China began to walk apart decisively.